

仕 様 書

- 1 件 名 ノート型パソコンの借入れ
- 2 履行期間 平成28年12月1日から
平成33年11月30日まで（60か月間）
- 3 履行（設定）場所 （公財）東京都中小企業振興公社 企業人材支援課
東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル6階
- 4 機器及び数量 ノートパソコン5台
*詳細については、別紙「内訳書」を参照ください
- 5 仕 様
 - (1) 物件
HP450G3 ほか
*詳細については、別紙「内訳書」を参照ください
 - (2) 物件価格
¥729,000-（税抜き）
 - (3) 物件売主
（株）芳明堂
- 6 借入期間終了後の本件機器のデータ消去及び機器の撤去
 - (1) 本件機器に保存されたデータについて、借入期間終了後に内容を復元できない方法でデータ消去を行うこと。また、データ消去の結果について、データ消去完了報告書を提出すること。
 - (2) 本件機器を庁舎外に撤去すること。
- 7 支払方法 月払いとし、賃貸人の請求により支払う。また、月額賃借料は当月分を当月中に支払う。
- 8 積算について
 - (1) 60か月間トータルでのリース料を積算すること。入札の場合は、その税抜額を入札書に記載する。
- 9 契約情報の公開
委託者は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。
 - ①公表項目
契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区

分別)、契約相手方の名称、契約金額

②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。

なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は、契約締結後14日以内に文書にて同意しない旨、申し出ることができる。

10 その他

- (1) 暴力団等排除に関する特約事項については別紙のとおり。
- (2) 搬出及び機器の撤去に係る一切の経費は賃貸人の負担とする。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じたとき及び仕様書に記載のない事項については、担当職員と協議の上、処理することとする。

9 担当

(公財) 東京都中小企業振興公社 企画管理部総務課経理係 (担当: 清水)

〒101-0025 東京都千代田区神田佐久間町一丁目9番地 (東京都産業労働局秋葉原庁舎5階)

直通電話 03 (3251) 7886 F A X 03 (5388) 1450

内訳書

	品 名	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	適 用
1	ノートPC	HP 450G3	5	台	113,700	568,500	
2		液晶:15.6型					
3		CPU:Core i5-6200U (2.3-2.8GHz)					
4		メモリ:4GB					
5		ストレージ:HDD 500GB					
6		光学ドライブ: スーパーマルチドライブ					
7		インターフェイス:USB3.0×2 USB2.0×2					
8		無線LAN インテル Dual Band Wireless					
9		OS:Windows 7 Professional 32bit (Windows 10 Proダウングレード)					
10		リカバリーメディア:添付DVD					
11		マウス:光学式					
12	ソフトウェア	Office Standard 2016 Government Open	5	本	32,100	160,500	
				小 計		729,000	
			消費税額	58,320	合 計	787,320	

暴力団等排除に関する特約事項

(暴力団等排除に係る契約解除)

- 1 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(共同企業体又は事業協同組合であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、催告なくこの契約を解除されても異議がないこと。また、この場合において、損害を生じても賠償の請求はできないこと。
- 2 1に定めるところによりこの契約を解除されたときは、契約保証金を納付している場合を除き、契約金額の100分の10に相当する違約金を支払うこと。

(再委託(下請負)禁止等)

- 3 要綱に基づく排除措置を受けた者又は東京都(以下「都」という。)の契約から排除するよう警視庁から要請があった者(以下「排除要請者」という。)に、再委託(下請負人には)できないこと。
- 4 排除措置を受けた者又は排除要請者のうち、要綱別表1号に該当する者を再委託(下請負人と)していた場合は、当該契約解除の求めに応じること。また、この場合において、契約の解除を求められたにもかかわらず、正当な理由がなくこれを拒否したと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。
- 5 4に定めるところにより契約解除があった場合は、一切の責任を負うこと。

(不当介入に関する通報報告)

- 6 契約の履行に当たって、暴力団等から不当介入を受けた場合(再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合を含む。以下同じ。)は、遅滞なく公社への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をする。
- 7 6の場合において、通報報告に当たっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を公社に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出すること。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行い、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を公社及び管轄警察署に提出すること。
- 8 再委託した者(下請負人)が暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく報告するよう当該再委託した者(下請負人)を指導すること。
- 9 不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく公社への報告又は警視庁管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、公社の契約から排除する措置を講じられても異議がないこと。